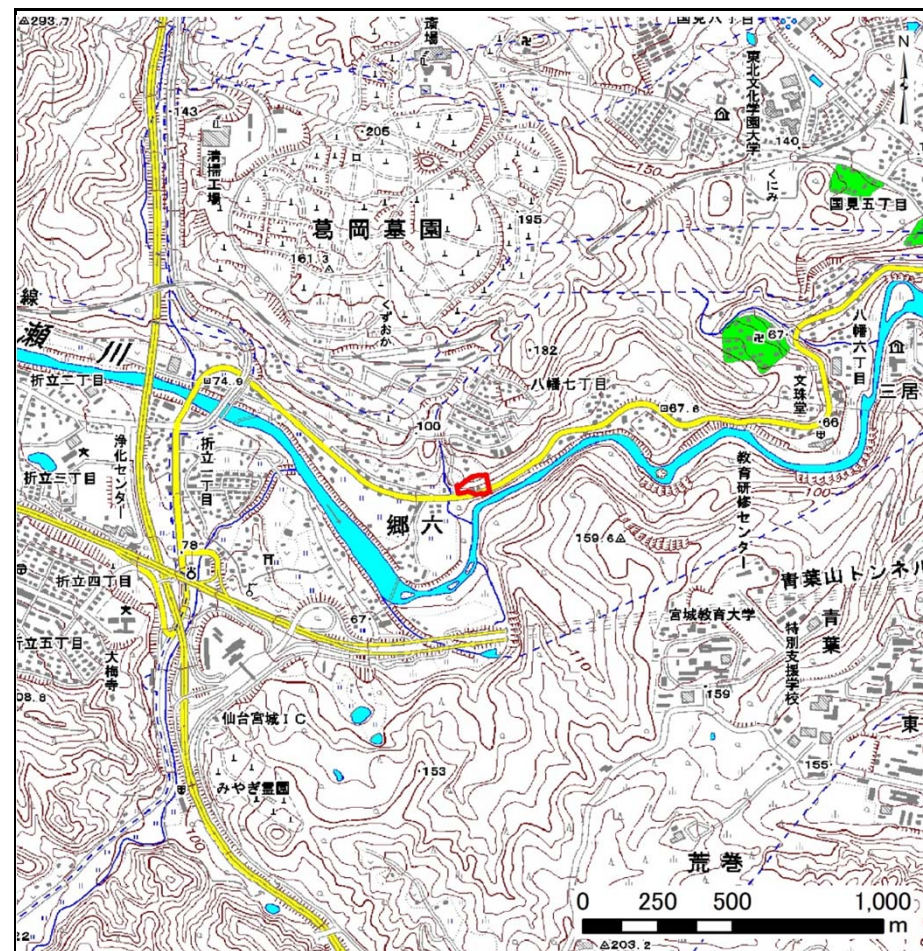
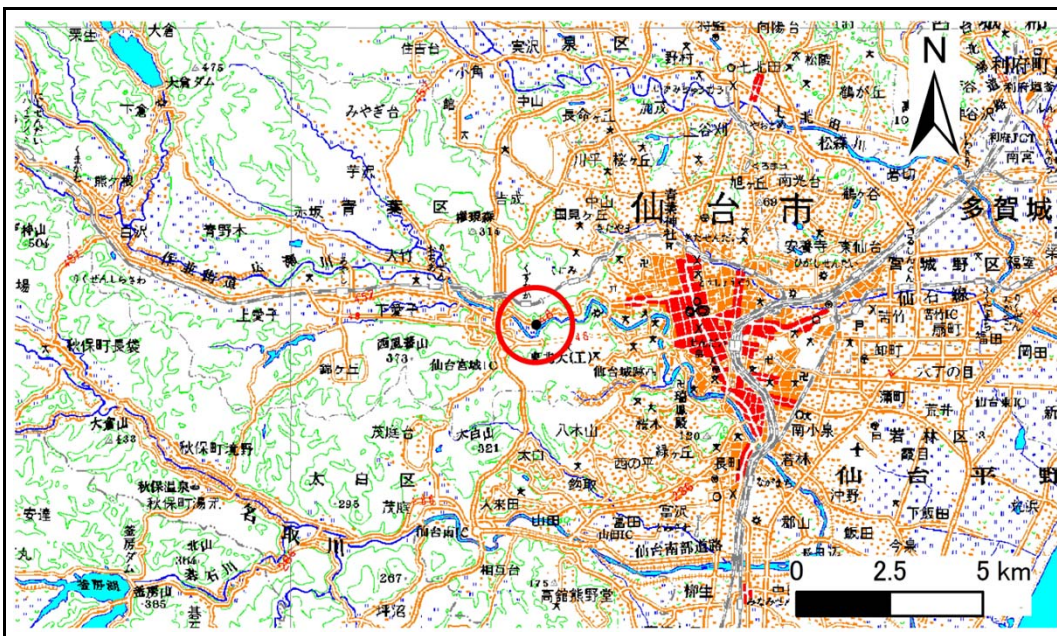


土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

表紙 概況、位置図

告示番号	宮城県告示第306号
告示年月日	平成29年3月28日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-0536
箇所名	八幡
所在地	仙台市青葉区八幡七丁目
調査機関	宮城県仙台土木事務所



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第163号)

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第306号
告示年月日	平成29年3月28日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成24年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0536	箇所名	八幡	所在地	仙台市青葉区八幡七丁目
---------	------	-----------	-----	----	-----	-------------



1:2,500



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第306号
告示年月日	平成29年3月28日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0536	箇所名	八幡	所在地	仙台市青葉区八幡七丁目
---------	------	-----------	-----	----	-----	-------------

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	69.1	1.0	-	-	9.5	1.9	~								
2 ~ 3	-	-	69.6	1.0	-	-	9.5	1.9	~								
3 ~ 4	-	-	92.2	1.0	-	-	10.1	2.0	~								
4 ~ 5	-	-	92.2	1.0	-	-	10.1	2.0	~								
5 ~ 6	-	-	100.0	1.0	-	-	8.4	1.7	~								
6 ~ 7	123.1	1.0	100.0	1.0	-	-	11.0	2.2	~								
7 ~ 8	123.1	1.0	100.0	1.0	-	-	11.0	2.2	~								
8 ~ 9	124.3	1.0	100.0	1.0	-	-	11.2	2.3	~								
9 ~ 10	124.3	1.0	100.0	1.0	-	-	11.2	2.3	~								
10 ~ 11	127.6	1.0	100.0	1.0	-	-	12.1	2.4	~								
11 ~ 12	127.6	1.0	100.0	1.0	-	-	12.1	2.4	~								
12 ~ 13	113.9	1.0	100.0	1.0	-	-	10.6	2.1	~								
13 ~ 14	116.8	1.0	100.0	1.0	-	-	10.8	2.2	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								